

長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～

中間見直しについて

環境部環境エネルギー課

1 目 的

- ・長野県環境エネルギー戦略は計画期間が平成 25 年度から 32 年度までの 8 年間で、計画策定時から 5 年目の平成 29 年度を中間的な見直し時期として予め定めている。
- ・地球温暖化対策の新たな国際的枠組み「パリ協定」の発効など、国内外の動向に合わせて時代の潮流に沿った対策を行う必要がある。
- ・本計画と密接に関連する長野県総合 5 か年計画及び長野県環境基本計画との連携及び整合を図るため、両計画の改定作業と時期を同じくして実施する。

2 中間見直しの範囲

- ・計画期間の中途における中間見直しであるため、計画における目標及び体系は原則として変更しない。
- ・目標とする各指標の達成状況と、計画に位置付けられた各施策の進捗状況を点検し、目標の達成に向けて改善が必要な施策や、追加で実施する施策、効果が低いため取りやめるべき施策等の検討を行う。

3 主要な論点

現在の計画目標と各施策の進捗状況の点検結果から、以下の論点について検討が必要。

	主要な論点	課 題
①	最大電力需要の抑制	最大電力需要を正確に把握する仕組みがなく、効果的な対策が難しい。
②	環境分野の行動変容を促す効果的な取組	温暖化対策の推進には、広範な環境知見の共有とともに、日常生活における環境分野の行動や考え方の変容を効果的に促す仕組みが必要。
③	中小企業の省エネ対策	事業活動温暖化対策計画書制度の任意提出や省エネ診断の実績が少なく、中小企業向けの効果的な施策が必要。
④	既存建築物の省エネ対策	県組織を含め、改修時の省エネ推進の意識が十分に浸透していない。 住宅総数に対する省エネリフォームの助成件数が少ない。
⑤	交通部門の省エネ対策	公共交通の利用促進など環境負荷の低いまちづくりを行う上で、都市政策・交通政策と、環境政策との効果的な連携が図れていない。
⑥	地域主導型自然エネルギー事業の創出	太陽光以外の種別の自然エネ発電や熱利用の事例創出が必要。特に熱事業については実績が少なく、普及に向けた環境づくりが望まれる。
⑦	地域の省エネ・自然エネの普及に向けた基盤の整備	県内企業が産業化を図る上での推進体制を構築するなど、地域において環境エネルギー分野が発展する基盤整備が必要。
⑧	温暖化への適応策の推進	観光やまちづくりなど幅広い分野との連携を拡大するとともに、具体的な適応技術の開発と産業化を促進する取組が必要。